

重 要 事 項 説 明 書

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業 者 名 称	特定非営利活動法人 地域の絆
代 表 者 氏 名	代表理事 中島 康晴
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	広島県福山市木之庄町四丁目 5 番 25 号 TEL：084-928-0503 FAX：084-983-2803

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業 所 名 称	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 3 4 9 1 5 0 2 6 2 5
事業 所 所 在 地	広島県福山市山手町七丁目 6 番 12 号
事業所連絡先	084-982-9701

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業 の 目 的	介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供し、居宅において生活を送ることが出来るようにするための援助を行うことを目的とします。
運 営 の 方 針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	毎日
営 業 時 間	24 時間 365 日

(4) 事業所の職員体制

職種	人 員 数	備 考
管理者	常 勤 1 名	訪問介護員と兼務

計画作成責任者	常 勤 1 名	オペレーターと兼務
オペレーター	常 勤 3 名	常勤 1 名は計画作成担当者と兼務
定期巡回サービス を行う訪問介護員 等	常 勤 3 名	定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。
随時訪問サービス を行う訪問介護員 等	常 勤 3 名	利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。

3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明します。 3 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	1 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。 2 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 4 利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 5 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。

4 サービスの費用について

(1) 利用料

介護保険を利用する場合は、原則として基本利用料の 1 割・2 割又は 3 割（介護保険負担割合証による）の額。但し、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスまたは介護保険対象外のサービスは全額自己負担になります。

(A) 介護保険加算料金【利用者状況、職員体制により異なります】
別紙料金表を参照のこと。

(B) 介護保険給付対象外サービス料
別紙料金表を参照のこと。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に地域密着型介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(2)その他の費用について
別紙料金表を参照のこと。

5 請求とお支払方法

- ① 利用料その他の費用は、月ごとに請求いたします。
- ② 当事業所指定の口座振替でお願いいたします。

6 緊急時の対応方法について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名	有木医院
	所 在 地	福山市本町 1-1-103
	電話番号	084-922-1333
サービス提供時以外の緊急時の連絡先は以下の通りです。		
緊急連絡先	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	084-982-9701
対応時間	電話は24時間常時連絡は可能です。	

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

8 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について

- (1)利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得ます。
- (2)預かった合鍵については、使用時以外は事務所内で保管します。
- (3)合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者又はご家族へ連絡を行います。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

介護サービスに苦情がある場合、いつでも下記の「苦情申立先」に苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

当施設ご利用相談室	窓口担当者 管理者 中司 明宏 T E L : 084-982-9701
福山市役所介護保険課	福山市保健福祉局健康長寿課介護保険係 T E L : 084-928-1166

広島県国民健康保険団体連合会	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護第二係 T E L : 082-554-0783
広島県福祉サービス運営適正化委員会	広島県社会福祉会館内 T E L : 082-254-3419

10 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 職員に対する身体的・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等著しく常識を逸脱する行為は、契約を解除させていただく場合がございます。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所又は当事業所の担当者へご連絡ください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所泉のサービスの提供の開始に際し上記重要事項の説明を行いました。

説明日	年	月	日
事業者名	特定非営利活動法人 地域の絆 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 泉		
説明者職 氏名	管理者	中司 明宏	

私は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 泉より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所
	氏名
利用者の家族等	住所
	氏名
	続柄